

別紙

答申（個）第48号

答 申

## 1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という。）が非開示とした本件審査請求の対象となった個人情報のうち、「評価者の氏名及び評価者ごとの採点」及び「審査請求人本人の勤務評価等」を除き開示すべきである。

## 2 本件諮問に至る経緯

(1) 令和4年1月28日に、本件審査請求人より島根県個人情報保護条例（平成14年3月26日島根県条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づく個人情報開示請求があった。

(2) 本件開示請求に係る個人情報の内容は、

「●内容 令和○年度島根県立学校教頭職採用・昇任候補者選考試験について

●対象 島根県教育委員会学校企画課

・令和○年○月○日(○)実施、筆記試験

法規試験・論文試験の各割合／100%

○○○○(本人)受験番号○○○○○の筆記試験答 点数／満点、順位／受験者数

・令和○年○月○日(○)実施、面接試験

面接1・面接2の各割合／100%

○○○○(本人)受験番号○○○○○の面接試験 点数／満点、順位／受験者数

・上記2試験内容によって合否判定するに至った総合判定資料

筆記試験・面接試験の各割合／100%

○○○○(本人)受験番号○○○○○ 点数／満点、順位／受験者数」であった。

(3) この請求に対して実施機関は、令和4年2月4日付けで開示決定等の期間延長を行い、令和4年3月9日付けで次のような決定を行った。

ア 開示請求に係る個人情報の内容

●令和○年度島根県立学校教頭職採用・昇任候補者選考試験について

令和○年○月○日(○)実施、筆記試験

法規試験・論文試験の各割合／100%

受験番号○○○○○の筆記試験答 点数／満点 順位／受験者数

令和○年○月○日(○)実施、面接試験

面接1・面接2の各割合／100%

受験番号○○○○○の面接試験 点数／満点 順位／受験者数

上記2試験内容によって合否判定するに至った総合判定資料

筆記試験・面接試験の各割合／100%

受験番号○○○○○ 点数／満点 順位／受験者数

イ 決定内容

非開示決定

ウ 開示しない理由

条例第13条第7号に該当

選考に関する情報であり、人事管理に係る事務に関する情報であって、当該事務若しくは将来の同種の事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため。

- (4) 審査請求人は、この決定を不服として令和4年3月28日付けで審査請求を行った。
- (5) 実施機関は、条例第34条第1項の規定に従い、令和4年7月22日付けで当審査会に諮問書を提出した。

### 3 審査請求人の主張

#### (1) 審査請求の趣旨

個人情報非開示決定処分に対する審査請求は、これを開示するとその裁決を求める。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 開示請求した点数・順位は、受験番号〇〇〇〇〇の個人情報であって、開示することで人事管理に係る当該事務若しくは将来の同種の事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるとは考えにくい。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇面接試験の点数・順位を非開示にすることで、人事管理が公正性を失っていると考えられる。開示することによって、人事管理に係る当該事務若しくは将来の同種の事務の公正若しくは円滑な執行につながると考えるから。（条例第13条第7号に非該当）

イ そもそも、全てを開示しないこと自体、公正な人事管理とは言えないのではないか。提出した証拠物からわかるように〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、論文試験・面接試験の評価内容を非開示にすることにより、従来通りの恣意的人事が可能になるのではないか。

加えて、面接試験においては、条例第5条第2号に抵触する内容の質問（「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」）があり、質問内容を面接官自身が検討していないと思われる。そのような不完全な面接試験の評価内容が、非開示の状態ですら人事選考すること自体、公正な人事管理とはいえない。非開示による不信感は募るばかりである。

以上、日本国憲法第14条第1項「法の下での平等」違反に該当するものと考えられる。

よって、個人情報非開示決定処分に対する審査請求は、これを開示するとその裁決を求める。

### 4 実施機関の主張

実施機関の弁明書による主張の要旨は次のとおりである。

本件審査請求の対象となった公文書は、県立学校の教頭候補者選考試験における評価に関わるものであるところ、当該選考試験においては、県立学校の教頭の職にふさわしい資質・能力を有するか否かを、総合的・多面的に勘案して選考を行うこととしている。

この点、当該選考試験を構成する各試験等の得点数・満点を開示すれば、各試験等の評価割合が明らかとなり、例えば、相対的に評価割合の低い項目が軽視されるようになり、総得点を高くするための効率的な試験対策を助長するなど、総合的・多面的な評価に基づく選考試験の趣旨が損なわれ、公正かつ円滑な人事管理等に著しい支障が生じるおそれがある。また、総得点や順位についても、開示した場合には、既に部分開示した筆記試験答案用紙の内容と相まって、筆記試験とその他の試験等の配点の比重等が推察されることとなる。

このように、本件審査請求の対象となった公文書を開示することにより、今後の同種の事務の目的が達成できなくなり、これらの事務の公正もしくは円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められることから、条例第13条第7号に該当するものとして、非開示としたものである。よって、改めて開示すると判断には至らないと考える。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件対象個人情報及び審査の対象について

本件開示請求は、令和〇年度島根県立学校教頭職採用・昇任候補者選考試験（以下「昇任試験」という。）における各試験等の評価割合及び審査請求人本人の試験成績等の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、昇任試験受験者（以下「受験者」という。）の受験情報等が記載された一覧表を特定した上で、審査請求人本人の個人情報全体を条例第13条第7号に該当するとして非開示としており、審査請求人本人の個人情報は、以下のアからカに分類できる。

ア 面接試験及び筆記試験（筆記問題及び論述問題）の各評価割合（以下「各試験等の評価割合」という。）

イ 審査請求人本人の各試験等における得点、総得点及び順位等（以下「審査請求人本人の試験成績」という。）

ウ 面接試験の面接委員及び論述問題の採点者の氏名、面接試験の面接委員及び論述問題の採点者ごとの採点（以下「評価者の氏名及び評価者ごとの採点」という。）

エ 審査請求人本人の勤務評価及び校長推薦レベル（以下「審査請求人本人の勤務評価等」という。）

オ 審査請求人の氏名・年齢等の審査請求人個人に関する情報（以下「審査請求人個人の属性となる情報」という。）

カ 合否（案）を記載する項目欄

審査請求人は、実施機関が行った非開示決定に対して、これを開示するとの裁決を求めていることから、当審査会としては、審査請求人の個人情報全体を審査の対象とするが、上記アからカの情報、性質がそれぞれ異なるため、上記アからカの情報について、分類された情報ごとに条例第13条第7号の該当性を検討することとする。

### (2) 条例第13条第7号について

条例第13条第7号は、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるものについては、非開示情報に該当すると規定している。

また、同号本文の「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業の実施に直接かかわる情報だけでなく、これらの実施に影響を与える間接的な情報も含むものとされ、「支障」の程度については名目的なものではなく実質的なものであることが要求されるものと解される。

### (3) 条例第13条第7号該当性について

ア 各試験等の評価割合について

(ア) 実施機関は、弁明書において、各試験等の得点数・満点を開示すると、各試験等の評価割合が明らかとなり、例えば、相対的に評価割合の低い項目が軽視されるようになったり、総得点を高くするための効率的な試験対策を助長するなど、総合的・多面的な評価に基づく選考試験の趣旨が損なわれ、公正かつ円滑な人事管理等に著しい支障が生じるおそれがある旨主張している。

また、実施機関は、意見陳述において、昇任試験については受験者同士が知り合いである可能性も高いことから、各試験等の評価割合を開示すると、受験者同士が情報共有した際に、各試験等の評価割合が実際に近い形で推測でき、効率的

な試験対策を助長する旨主張している。

(イ)「令和〇年度島根県立学校教頭職採用・昇任候補者選考試験実施要項」によると、昇任試験は、県立学校の教頭に採用又は昇任させることが適切と認められる者を公平かつ公正に選考することにより、県立学校の適正な運営を推進することを目的としており、昇任試験の透明性及び公正性を担保するためには、人事管理に係る情報についても可能な限り受験者に開示することが期待されるところである。

受験者が昇任試験に合格するために各試験等の評価割合に応じた試験対策を行うことは、当然あり得ることであるが、各試験等の評価割合を開示し、実施機関が重視している試験区分を明らかにすることで、実施機関が教頭職に対して求める能力を示すことにつながり、ひいては実施機関が求める人材の確保につながるということも考えられる。

また、相対的に評価割合の低い項目が軽視されるようになり、総得点を高くするための効率的な試験対策を助長する等、総合的・多面的な評価に基づく選考試験の趣旨が損なわれることを回避するためには、総得点のみで合否の判断をするのではなく、各試験において合格最低点を設けるなど、別の方法により弊害を回避することも可能であると考えられることから、各試験等の評価割合を開示することにより、人事管理に関する事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるとまでは認められないため、条例第 13 条第 7 号には該当しない。

#### イ 審査請求人本人の試験成績について

当審査会において見分したところ、実施機関が非開示とした部分には、審査請求人本人の各試験における得点、総得点及び順位等の審査請求人本人の試験成績が記載されていることが確認できた。

実施機関は、上記ア（ア）のとおり、弁明書において、各試験における得点を開示すると、公正かつ円滑な人事管理等に著しい支障が生じるおそれがある旨主張している。

また、総得点や順位についても、開示した場合には、既に部分開示した筆記試験答案用紙の内容と相まって、筆記試験とその他の試験等の配点の比重等が推測される旨主張している。

一方、審査請求人は、開示請求した得点・順位は、審査請求人の個人情報であって、開示することで人事管理に係る当該事務若しくは将来の同種の事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるとは考えにくい旨主張している。

上記ア（イ）のとおり、昇任試験の透明性及び公正性を担保するためには、人事管理に係る情報についても可能な限り受験者に開示することが期待される所であり、各試験等の評価割合が推測されたとしても、人事管理に関する事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるとまでは認められない。

したがって、審査請求人本人の試験成績を開示することにより、当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるとまでは認められないため、条例第 13 条第 7 号には該当しない。

#### ウ 評価者の氏名及び評価者ごとの採点について

実施機関は、意見陳述において、昇任試験については、評価者と受験者との間に面識があったり、今後の勤務において知り合いとなる可能性があるため、評価者の氏名及び評価者ごとの採点を開示すると、公正かつ円滑な人事管理に支障が生じるおそれがある旨主張している。

面接試験及び論述問題については、人物評価を伴うものであることから、試験の信頼性及び妥当性を担保するためには、評価者が受験者に対して率直な評価を行うことができる状況にあることが前提となるものであると思料される。

この点、評価者の氏名及び評価者ごとの採点が開示されると、受験者が自己の評価に関して評価者に不適切な働きかけを行ったり、評価者が受験者からの批判や反発を招くことを懸念して率直な評価を行うことが困難となるなど、昇任試験の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあることから、実施機関の主張に不合理な点はない。

したがって、評価者の氏名及び評価者ごとの採点を開示することにより、人事管理に関する事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため、条例第 13 条第 7 号に該当する。

#### エ 審査請求人本人の勤務評価等について

「令和〇年度島根県立学校教頭職採用・昇任候補者選考試験実施要項」によると、選考に当たっては勤務実績を十分考慮し、その際、勤務評価を参考資料として活用する旨が記載されている。

実施機関は、意見陳述において、審査請求人本人の勤務評価等を開示すると、評価を行う上司の公正な判断を妨げるおそれがある旨主張している。

受験者の勤務評価等については、評価を行う上司がつける評価と受験者が予想する自己の評価が必ずしも一致するとは限らず、受験者が評価を行う上司に不信感や怨恨を抱くなど職場内で対立関係が生じ、人事管理に関する事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあることから、実施機関の主張に不合理な点はない。

したがって、審査請求人本人の勤務評価等を開示することにより、当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるため、条例第 13 条第 7 号に該当する。

#### オ 審査請求人個人の属性となる情報について

実施機関は、意見陳述において、審査請求人個人の属性となる情報を開示すると、審査請求人の試験成績の一部が推測される旨主張している。

しかしながら、当該情報は審査請求人本人が既に知り得ている情報であり、上記イのとおり、審査請求人の試験成績が推測されたとしても、人事管理に関する事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるとまでは認められない。

したがって、審査請求人個人の属性となる情報を開示することにより、当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるとまでは認められないため、条例第 13 条第 7 号には該当しない。

#### カ 合否（案）を記載する項目欄について

実施機関は、意見陳述において、合否（案）を記載する項目欄を開示すると、審査請求人の試験成績の一部が推測される旨主張している。

しかしながら、合否（案）を記載する項目欄については、実施機関内部の協議において職員が使用する欄であり、合否（案）を記載する項目欄には何も記載されていない。

また、上記イのとおり、審査請求人の試験成績が推測されたとしても、人事管理に関する事務の適正な遂行に著しい支障が生ずるとまでは認められない。

したがって、合否（案）を記載する項目欄を開示することにより、当該事務・事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるとまでは認められないため、条例第 13 条第 7 号には該当しない。

- (4) 審査請求人のその他の主張について  
審査請求人の反論書によるその他の主張については、当審査会の判断を左右するものではない。
- (5) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第52号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 4年 7月 22日	実施機関から島根県個人情報保護審査会に対し諮問
令和 4年12月15日 (審査会第1回目)	審議 (第2部会)
令和 5年 1月19日 (審査会第2回目)	審議 (第2部会)
令和 5年 3月 9日 (審査会第3回目)	審議 (第2部会)
令和 5年 4月20日 (審査会第4回目)	審議 (第2部会)
令和 5年 5月25日 (審査会第5回目)	審議 (第2部会)
令和 5年 6月15日 (審査会第6回目)	実施機関の意見陳述、審議 (第2部会)
令和 5年 7月13日 (審査会第7回目)	審議 (第2部会)
令和 5年 8月17日 (審査会第8回目)	審議 (第2部会)
令和 5年 9月28日 (審査会第9回目)	審議 (第2部会)
令和 5年11月 9日 (審査会第10回目)	審議 (第2部会)
令和 5年11月16日 (審査会第11回目)	審議
令和 5年12月21日	島根県情報公開・個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開・個人情報保護審査会審査会委員名簿

(令和4年度までは島根県個人情報保護審査会)

氏名	現職	備考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会
熊谷 優花	弁護士	第2部会
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会